

藤和けんこう通信



2017年11月号 VOL.85

かくれんぼ 三つかぞえて 冬となる/寺山修司

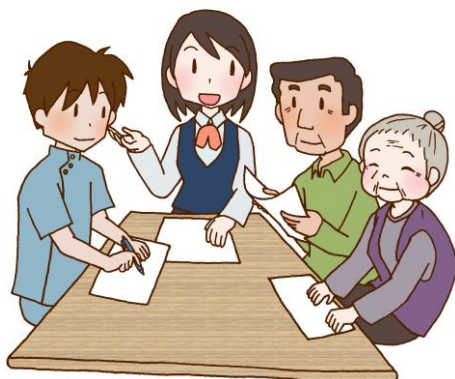
発行元：藤和ビジョン株式会社（訪問マッサージ・はりきゅう/エステ/転倒予防トレーニング）
相模原院042-855-0420 町田院042-851-7528 海老名院046-204-5482 二俣川院045-442-5439 青葉台院045-508-9560

担当者会議、出席させて頂いております！

藤和マッサージでは、サービス担当者会議に積極的に出席させて頂いております。
基本的には営業相談担当者が出席させていただきますが、スケジュールによっては施術担当者も出席いたします

ご利用者様・ご家族様のお役に立てるよう、普段の施術の様子や日常生活の注意点やアドバイスなどをお話させていただきます。

サービス担当者会議について当院へお知らせ頂けましたら、参加し積極的に連携を図りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。



冬場の冷えを撃退！！

温電法 導入しています！

冷えからくる症状に効果的！！

当院では、マッサージ施術の中で温電法を取り入れています。（ご希望がある方のみ取り入れています。）温電法とは、ホットパックのことで、体を温める作用があります。特にこれからの冬場の時期は冷えやすくなり、冷えからむくみや痛みなどの症状がでやすくなります。実際温電法を取り入れている患者様にとても好評で喜んで頂いております。ますます寒くなるこれからの時期におすすりです！！



先月もイベントを盛りだくさん開催しました！！



何事も思いやりを持って対応します！



施設ご入居者様へ 訪問エステのご案内！

プロの女性エステティシャンが施術します！



☆☆☆いつまでも、美しく☆☆☆

☆☆☆美肌効果☆☆☆

☆☆☆癒し効果☆☆☆



ショートコース 1施設4名様以上でお伺いします

15分コース/1750円(税込・出張料込)



ロングコース 1施設1名様からお伺いします

50分コース/7560円(税込・出張料込)

訪問範囲

横浜市・川崎市・相模原市・大和市・座間市・海老名市
綾瀬市・厚木市・藤沢市・町田市・多摩市・八王子市の
各介護施設等

時間:9:00~17:00

曜日:日曜定休



予約制  0120-900-894

【訪問エステ】藤和エステサービス 運営:藤和ビジョン株式会社

時間:9:00~17:00 曜日:日曜定休 本社:相模原市南区南台4-13-23

先月も転倒予防体操・マッサージ体験会・エステ体験会 など様々なイベントを行いました！！



転倒予防体操@東野園様



転倒予防体操@四季の森様



無料マッサージ体験会@四季の森様



エステ体験会
も実施♪

消化仕入とテナント

皆さんは街で百貨店やショッピングセンターの中を歩いてみて、テナントだ、と思ったことはありませんか？百貨店やショッピングセンターの中に入っているメーカーの専門店でメーカーの制服を着て販売する店員さんを見てそう思った方は多いはず。

ところが一般に言われている「テナント」についてですが、厳密に言うと小売業の仕入先である場合とデベロッパーと賃貸契約をしている場合とあります。一見すると同じように見えてしまうのですが、全然違うんです。

まず「消化仕入」についてですが、百貨店や量販店等の小売店の仕入形態には買取仕入、委託仕入、消化仕入があります。

買取仕入はそのままの意味ですね。メーカーや問屋から仕入れた商品を自社の資産として計上する形態です。委託仕入は月末に棚卸をして仕入金額との差額を仕入高として計上する形態です。

消化仕入は原則店頭にある間はメーカーの商品です。一般のお客様からお買い上げいただいた時点で仕入が発生し小売店の資産、売上になるという形態です。そのため小売店にとっては在庫負担がゼロとなり、メーカーから派遣された販売員が店頭に立って販売することになります。だから一般のお客様からすると「テナント」に見えてしまうんです。

次に「テナント」についてですが、こちらは流通系不動産会社(デベロッパー)がメーカーや小売店と賃貸契約を結ぶ形態です。

賃貸料金は概ね売上高の何パーセントという形が多いようです。そのためレジに入ったお金は一旦全てデベロッパーが預かってから賃貸料金等を差し引いてからテナントに返すというやり方を取ります。(二俣川院 橋本)



訪問介護、リハビリ職と連携なら報酬加算 厚労省方針

(2017年10月28日朝日新聞)

厚生労働省は、訪問介護事業者がリハビリの専門職と連携して高齢者の介護計画を作成し、それに沿って介護した場合に報酬を手厚く加算する方針を固めた。高齢者が施設ではなく自宅などの地域でより長く暮らせるよう「自立支援」を促し、急増する介護費用を抑える狙いがある。

来年度の報酬改定で実施する考えで、近く社会保障審議会(厚労相の諮問機関)の分科会で提案する。

手厚い報酬の対象とするサービスは、排泄(はいせつ)介助などの「身体介護」と呼ばれるものだ。リハビリ専門職に利用者の状態に応じて、ヘルパーと一緒に掃除をしたり、洗濯物をたたんだりする作業の計画をつくってもらい、ヘルパーが実行する。リハビリ専門職の報酬も手厚くする考えで、ICT(情報通信技術)を使って高齢者の状態を動画で把握し、助言してもらうことも想定している。

「術前→術後」写真禁止 勘違い防ぐため

(2017年10月25日毎日新聞)

二重まぶた、脂肪吸引、歯のセラミック加工などの施術・治療の前後の差を示す「ビフォーアフター」の写真を医療機関のウェブサイトで掲載することが、原則禁止されることになった。厚生労働省が25日の有識者検討会に示し、了承された。美容医療の広告で消費者トラブルが多発しているのを受けた対応で、来年6月までに規制が始まる。医療機関のウェブサイトは、今年6月成立した改正医療法で、看板やテレビCMなど同様の「広告」と位置づけられた。来年6月までに施行され、虚偽や誇大な内容の表示は罰則付きで禁じられる。厚労省は、利用者側が検索して読むというウェブサイトの特性を考慮し、CMなどでは認めていない治療効果の説明などは一定条件下で認める方針。しかし施術前後の写真については、加工や修整をしていなくても「誰もが同じ効果が得られると患者が勘違いして飛びつく恐れがある」と判断し、省令で禁止することにした。ただし、学会のサイトでの掲載は、特定の医療機関の宣伝とはならないとして認める。規制対象とするサイトには、医療機関がスポンサーになっている医療情報サイトやランキングサイト、医療機関のSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)も含む。患者個人が広告料をもらわずにブログや口コミサイトに感想を書き込む場合は、広告に当たらないとした。

外国人技能実習 11月から介護分野受入れ

(2017年10月16日朝日新聞)

今年11月より介護分野での外国人技能実習生の受け入れが始まる。厚生労働省は9月29日付の告示・通知で、介護での受け入れ要件の詳細を示した。例えば、介護分野の技能実習生に必要な日本語能力としてこれまで入国時に日本語能力試験N4「相当」としていたが、具体的にN4以上の合格者のほか、▽2010年度までに実施された日本語能力試験の1～3級合格者▽「J. TEST実用日本語検定」のE—Fレベル試験で350点以上、A—Dレベル試験400点以上取得している者▽「日本語NAT—TEST」の1～4級合格者——などが含まれると示された。また技能実習生の報酬上の配置基準の取扱いも明らかにした。介護報酬では入国後研修を終え、実習開始から6カ月経過すれば算定できる。日本語能力試験N2以上の合格者は就労開始時から算定可能となる。診療報酬上では、病院や診療所の看護補助者として介護技能実習生を員数に含めて算定できる。夜勤業務にも就けるが、利用者の安全を確保し、技能実習生を保護するための措置を講ずることとしている。

無料体験マッサージ、いつでもお気軽にどうぞ

TOWA
藤和

とうわ
藤和マッサージ

【訪問マッサージ・はりきゅう】

相模原院 ☎042-855-0420

町田院 ☎042-851-7528

海老名院 ☎046-204-5482

二俣川院 ☎045-442-5439

青葉台院 ☎045-508-9560

エステ・転倒予防トレーニング ☎0120-900-894

相模原市南区南台4-13-23-1階

町田市森野4-17-23-2階-B

海老名市中央3-3-13-202

横浜市旭区二俣川1-32-100

横浜市青葉区榎が丘14-3-205